

コンクリートブロック塀および石積み塀の安全確認のお願い

金沢市建築指導課 建物安全推進室

コンクリートブロック塀や石積み塀は建築基準法の基準を満たし、適切に設置する必要があります。

鉄筋が入っていないもの、控え壁が無いもの、時間の経過により劣化したものなどは地震時等に倒壊する恐れがあります。

過去の地震においても、ブロック塀等の倒壊により、人への被害が発生しており、先日の大阪北部の地震でも尊い人命が失われました。

また、地震等によって道路沿いにある塀が倒壊すると、人的被害の発生だけでなく、通行の妨げになり、避難や救助活動の支障となる恐れがあります。

【目視で分かるブロック塀の基準の一部】



出典：(一社)全国建築コンクリートブロック工業会

- ・ 高さは2.2m以下とする。
- ・ 高さが1.2m以上の時は「控え壁」を設置する。
- ・ ヒビや割れ、鉄筋の露出が無い。

改めて、所有している塀の安全確認を行っていただき、必要に応じて修繕や撤去等を行ってください。

不明な点がありましたら、お近くの工務店へ相談するか、下記問い合わせ先までご相談ください。

【問い合わせ先一覧】

建築基準に係る相談	建築指導課 建物安全推進室 (金沢市役所第一本庁舎3階)	TEL 076-220-2059 FAX 076-220-2134
ブロック塀の診断等	石川県コンクリートブロック施工業組合 (北陸エクステリア(株)内の事務局)	TEL 076-240-4200 FAX 076-240-4201
	石川県エクステリア協議会 (株)庭芸社 内)	TEL 076-266-2771 FAX 076-266-2770

ブロック塀の点検のチェックポイント

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
 まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

- 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
 - 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。
- <専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

